

＝ 第 1 3 章 公共用地・土地収用 ＝



(主) 甲田作木線 道路改良事業 (安芸高田市高宮町川根)

1 公共用地取得の必要性和行政の役割

広島県は、新たな活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりに向けた、新たな飛躍のための基盤づくりを進めている。

そのためには、地域の特性を活かした自治圏の発展と生活圏相互の交流と連携を通して、広域的な生活圏の自立を図るための、道路、港湾等の事業による交通体系の整備が必要である。

また、県民が豊かさやゆとりを実感できる地域社会の実現を図るために、治水、砂防等の事業による県土の保全や、下水道、公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。

更に、地球環境問題への積極的な対応を図るとともに、景観や自然環境等に配慮する事業の推進も必要になっている。

こうした事業を実施するため、今後も、公共用地の取得等が必要である。

2 用地取得事務

道路、河川等に必要な公共用地の取得等の事務は、事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、国では、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

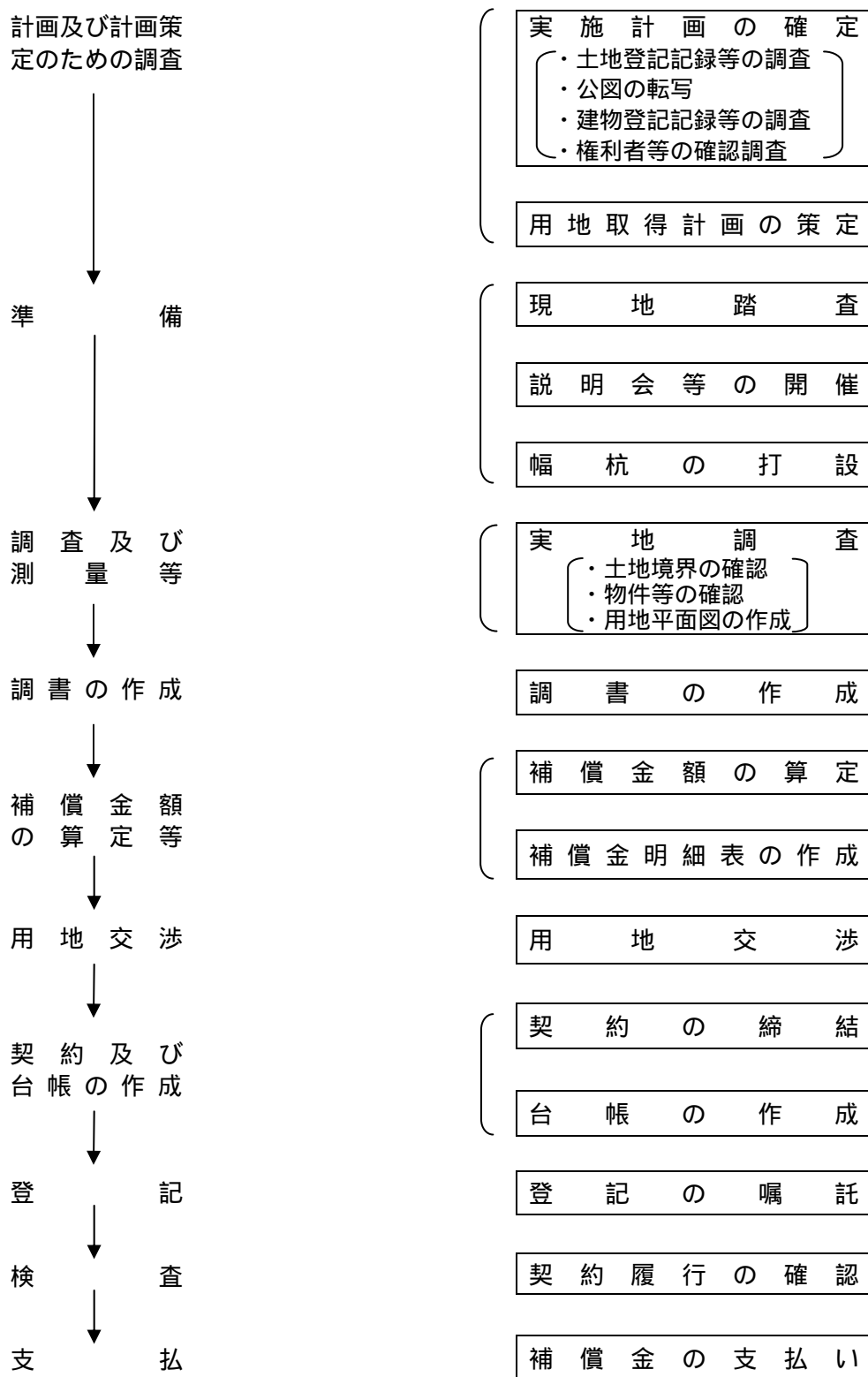
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めている。

3 用地取得促進のための措置

公共用地の取得を一層促進するため、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

(参考) 用地取得の手順

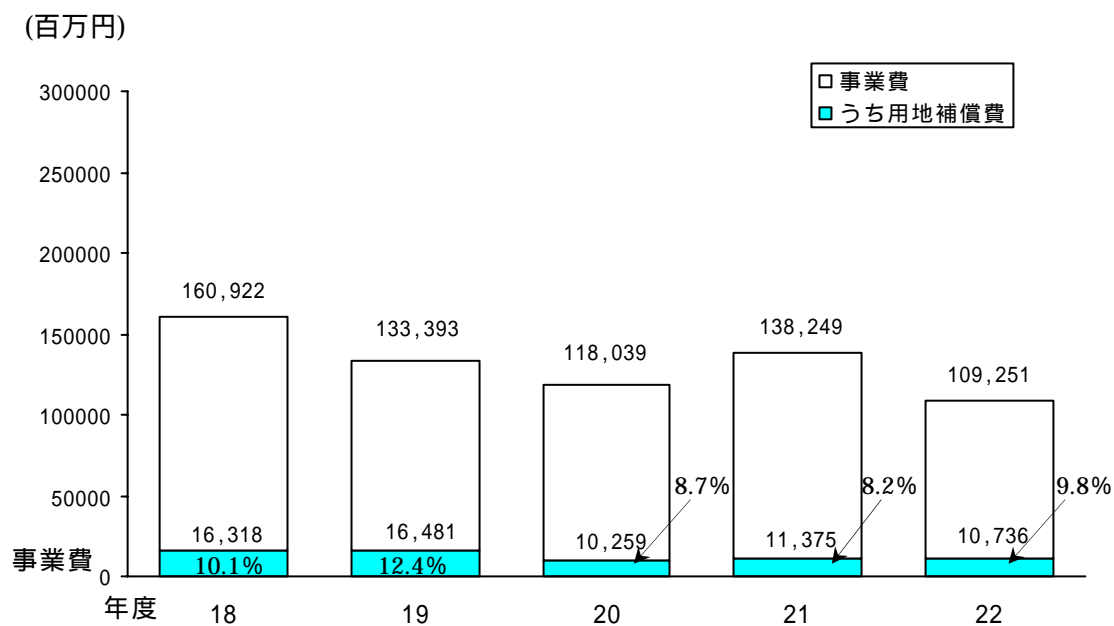
公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



4 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計
		取得面積 単位：m ²	金額 単位：千円	物件件数（建物）	金額 単位：千円	
18	639	792,070	6,932,222	2,068(183)	9,385,638	16,317,860
19	631	775,753	7,054,429	1,871(191)	9,426,666	16,481,095
20	393	492,440	4,261,047	964(172)	5,997,959	10,259,006
21	425	452,942	4,237,326	841(158)	7,137,948	11,375,274
22	395	423,950	3,664,395	706(105)	7,071,636	10,736,031

公共事業等（最終予算額）に占める用地補償費の推移



5 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

大臣が認定する事業：主に国又は都道府県等が起業者である事業

知事が認定する事業：主に市町等が起業者である事業

平成 22 年度における事業認定

大臣認定（県起業）

事業名	起業地	事業認定告示年月日
県道甲山甲奴上市線改築工事 (広島県世羅郡世羅町大字別迫地内)	世羅郡世羅町	23.2.28

知事認定（市町等起業）

事業名	起業者	種別	事業認定告示年月日
(仮称)可愛第二集会所新設工事	安芸高田市	32	22.12.16
広島経済大学セミナーハウス整備事業	学校法人 石田学園	21	23.1.27

(注)種別は、土地収用法第3条の各号の内、該当する号である。

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

平成 22 年度における県事業の裁決申請件数

事業名	件数
県道甲山甲奴上市線改築工事（広島県世羅郡世羅町大字別迫地内）	1